

SEC フラッシュレポート

SEC は 2014 年までに米国で IFRS (国際財務報告基準) を適用するためのロードマップを提案

(2008 年9月2日)

8月27日、5人のSECの委員は、2014年の初頭から、全ての米国登録企業によるIFRSの使用を認めるもしくは義務付けることになるロードマップの提案を公表し、パブリックコメントを求めることを全員一致で決定した。この計画では、約110の企業が2014年以前にも国際ルールの適用を開始する可能性がある。SECの公開草案に対するパブリックコメントの提出期限は、公開草案が連邦政府公報(Federal Register)に掲載された後60日間となっている。

SECは、IFRSの適用の可能性について、発行会社である企業やその外部監査人と、過去数年間に於いて様々な会議で議論してきた。2007年3月以降、SECとそのスタッフはIFRSの検討のために3回の円卓会議を開催した。そのうちの1回は8月に行われたもので、サブプライム危機におけるIFRSとUS GAAPのパフォーマンスに関するものである。昨年SECは、米国登録企業に対しIFRSを適用した財務諸表の作成を認めることに関する概念文書(concept release)を発行した。その結果、ロードマップの提案が期待されていたのである。

この変更を行うことによって、SECがあまり厳格ではない規制当局に監視の役割を任せることにはないかという批判に答えて、SECの委員長クリストファー・コックスは、提案された計画は「注意深くかつ慎重に」検討されたものであると説明している。クリストファー・コックスは、この計画は(1)IFRSを適用した財務報告の受入れが世界的に増加している、(2)IFRSを適用した財務情報で報告を行う外国企業が発行した有価証券を保有する米国の投資家が増加している、という2つ事象の結果であると指摘した。

米国の財務関連規則と他の国々で適用されている規則を調和させることは、これまでSECにとっての優先事項であった。SECは、海外子会社の一部または全部における二つの会計基準への対応や、提出会社または(親会社への連結バック

ジでの報告といった)子会社レベルの内部報告におけるUS GAAPへの広範囲にわたる調整表の作成を排除することにより、企業にとってコストの低減が可能になるという見解を示した。投資家は、最終的に高いコンプライアンスコストを負担することになるので便益を享受するべきである。IFRSではいくつかの分野に追加的な開示事項が要求されており、アナリストは比較可能な財務情報の分析が容易になるはずである。今日では、ヨーロッパ全土を含む世界中の100ヶ国以上が広くIFRSによる報告書を要求もしくは許容している。そのうち約85ヶ国が、全ての国内上場企業に対してIFRSによる報告書を要求している。

提案された計画はいくつかのマイルストーンを定めており、それらが達成されれば、米国登録企業はSECへの報告書の提出の際にIFRSを適用することになり、全世界的な財務報告の透明性に対するより高い信頼や比較可能性を投資家に与えるような共通の会計言語を、世界中にもたらすことになる。SECは、これらのマイルストーンの達成状況に基づき、IFRSの適用が公共の利益にかなうかどうか、投資家にとって便益があるかどうかを2011年に決定する予定である。その結果、事実上「マイルストーン」は「条件」と看做されるかもしれない。

SECの計画はIFRSの全面的な適用を要求するものであり、IFRSを全面的に適用(すなわち、「各国において修正を加味」しないこと)すれば、US GAAPへの調整が必要とされない外国登録企業への要請と同様である。この計画は、IFRSの使用を2014年までに許容もしくは要求(「許容」か「要求」かは、2011年に決定される)するためのフレームワークを確立したものである。この計画にはいくつかの主要なマイルストーンがある。

- 現在141R及び160に関して行われているFASBの基準とIFRSのコンバージェンスのように、IFRSの基準は改善されなければならない。先週行われたSECの公開会

議で、US GAAPが規定する規則と比較してより多くの判断が必要ないいくつかのグレー領域について、IFRS（規定の）「強化」の必要性に対する助言があったことに留意が必要である。

- 基準設定主体の客観性に関する現在の懸念に対して、国際会計基準審議会の独立性と資金調達を考慮しなければならない。
- IFRSに関して、XBRLのような双方向データが入手可能で、タクソノミが存在しなければならない。
- (財務諸表の) 作成者、宣誓する役員及び外部監査人が新しい基準に十分に対応できるように、十分な時間のIFRSの研修を米国内で実施しなければならない。
- IFRSの限定的な早期適用が成功したという証拠がなければならない。
- 現時点では、SECによるアクションの時期は未定である。例えば、SECによるアクションの時期は2011年か、それ以降か（あるいはもっと早い時期か）。
- (SOX法404条と同様に) 時価総額に基づいてIFRSを段階的に導入する可能性があり、その場合、2016年になるまで遵守が要求されない企業もあるかもしれない。

先週の公開会議でのSECスタッフとの質疑応答において、委員は、IFRSの適用が公共の利益になるかどうかを2011年に最終的に決定するための実質的な条件としてマイルストーンを強調した。また、導入の際の「障害」についてもいくつか討論された。例えば、下記の点について討論された。

- いくつかのSEC規則及びSEC規則によるUS GAAPへの参照という形での依拠は、見直しが必要とされるであろう。
- LIFOの適用及び会計・税務一致の問題に対処するためのIRS（内国歳入庁）との共同作業の必要性
- (企業の契約においては言うまでもなく) 州及び地方レベルの法規制に存在するUS GAAPへの参照
- (財務諸表の) 作成者、302条の宣誓書に署名する責任を有する役員、外部監査報告書に署名する者への研修の必要性
- 導入において発生しうる「原則」対「規則」の問題及び起こりうるあいまいさやその影響

- 将来の専門家が実務に適用できる適切な知識を持って即座に業務を開始できるように公認会計士試験を変更する必要性

早期適用に関して、SECは2つの判断基準を提案した。

- (1) 業種別の時価総額に基づき、グローバルベースで上位20社に含まれること。
- (2) 当該企業の属する業種において時価総額で上位20社のほとんどの企業がIFRSを適用していること。

SECの調査によると、上述の判断基準に基づく少なくとも110社の米国登録企業は早期適用が可能である（自らが適格であると考えられる企業は、適格性に対してSECの同意を必要とすることに留意する）。より多くの国々や企業がIFRSを適用するにつれ（例えば、カナダは2010年、日本は2011年）、より多くの登録企業がこの判断基準に従って適格になる（上記の(1)と(2)の間の相互関係に注意すること）。さらに、市場は潜在的に不安定なため、企業の時価総額の順位が上がれば、適格になるかもしれない。

提案によれば、早期適用企業及び将来の適用企業がIFRSを導入する方法は2つあると考えられる。1つは、現在及び過去の全ての財務諸表に対してIFRSを適用し、一回だけの調整を行う方法である。もう1つの方法として、SECは、IFRS適用以前の年度に対して、過年度財務諸表のIFRSへの調整に関する未監査情報の注記を許容あるいは要求する可能性がある（さらに、SECが2011年にIFRSの適用の中止を決定した場合、必要であれば、早期適用企業に関して「US GAAPに戻る方法」を提供する）。こうした選択肢は、最終規則において、「二者択一の」形での選択肢の提供を意図するものではない。結果として、過去の財務諸表に関して企業がどの程度の準備をしておく必要があるかは、現時点では明らかではない。早期適用の機会を利用する場合に、こうした準備の状況は、企業がIFRSコンバージョンプロジェクトを開始する時期に非常に大きな影響を及ぼすであろう。

ロードマップにおける主要な日程は以下の通りである。

- **2009年** — いくつかの特定の早期適用企業に対して、IFRSの導入が非常に早期に認められ、2009年度の財務諸表に適用されれば、2010年の早い時期に提出されることになる。こうした、大企業（おそらくはグローバル大企業）グループは、早期適用が可能な企業の中でも限定的である。
- **2011年** — SECは、201X年に全ての企業にIFRSの適用を許容あるいは要求することを決定し、201X年以前にIFRSの段階適用を開始する可能性がある。
- **2014年** — 現時点では、2014年は「201X年」に関して提案された回答である。しかし、時価総額を基準とした段階適用により、小規模な企業に関しては2016年が適用期日になるかもしれない。

このようにして、2011年までにSECの決定が推奨され、2014年までにIFRSの適用が許容されるか要求されるであろう。先週の公開会議でのSECの委員がはっきりと述べたように、重

要なメッセージは「マイルストーンに基づく進捗」であるようだ。それゆえ、期待に対する成功あるいは失敗という達成度が適用の時期と内容に影響を与えるかもしれない。例えば、基準のコンバージェンスへの努力、LIFOに関する税務上の問題の動き、ならびに法律、契約及び規則におけるUS GAAPへの参照の問題など、指摘された課題解決の進捗状況が、2011年におけるSECの決定に影響を与えるであろう。次のステップを考えている企業は、IFRSが自社の財務報告に影響を与えうる範囲を理解するために、課題の診断作業に進むべきである。こうした作業においては、財務報告及び関連する内部統制の要請への継続的な準拠を可能にする、人材、プロセス及びテクノロジーを考慮すべきである。このような視点と課題診断作業の結果から、企業は、IFRSの適用が許容あるいは要求される時期に実行すべきプロジェクトマネジメントプランを適切に策定することができるであろう。より詳細な情報は、The Bulletin Volume3 Issue3に解説されている。